

発行者 各位

株式会社 証券保管振替機構
代表取締役社長 竹内 克伸

一般債振替制度への同意のお願い

拝啓 時下ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、弊社では、平成 18 年 1 月 10 日より、一般債振替制度（以下、「当制度」といいます。）を開始いたしました。当制度は、社債等の振替に関する法律（平成 15 年 1 月 6 日施行、以下、「社振法」といいます。）に基づき、社債、地方債、公社・公団債、円建外債などの権利移転を、コンピューター上の振替口座簿（弊社及び当制度に参加する銀行・証券会社等の口座管理機関が管理）における残高の増減額記録により行う決済制度です（以下、弊社が当制度にて扱う社債等を「振替債」といいます。）。

平成 20 年 1 月 6 日以降は、従来の登録債・現物債についての税制優遇措置（注）はなくなり、振替債にのみ適用されています。

当制度において、皆様の発行する債券を取り扱うためには、あらかじめ弊社が取り扱うことについて、発行者の皆様から同意を得る必要がある旨、社振法第 13 条に定められています。

発行者の皆様におかれましては、本制度の趣旨・メリットをご理解賜り、皆様の発行する債券を当制度において取り扱うことについて、御同意いただきたくお願い申し上げます。

敬具

【投資家の税制優遇措置】（注）

所得税法 10 条 1 項 3 号のマル優、同法 11 条 4 項の公共法人等（年金基金・共済組合等）の非課税

租税特別措置法 4 条 1 項 1 号の特別マル優、同法 4 条の 2 第 1 項 3 号の住宅財形、同法 4 条の 3 第 8 項の年金財形、同法 8 条 1 項 1 号の指定金融機関等の源泉徴収不適用

1. 発行者の参加手続き

当制度のご利用に際しては、以下の手続きをお願いいたします。

- (1) 弊社に対する同意書（社振法第13条）その他手続き書類の提出
※詳細は弊社ホームページ <http://www.jasdec.com/sb/>をご参照ください。
- (2) 発行・元利払事務等に関する弊社とのやり取りを担当する発行代理人・支払代理人の選任（弊社作成の社債等に関する業務規程第12条第1項）
※ 発行代理人・支払代理人は、原則として社債管理者、受託銀行、財務代理人等に選任した金融機関等を選任して頂きます。

また、以下の手続きが必要となります。

- ・振替債を新規発行する場合には、その発行の決定において、当該決定に基づき発行する社債等の全部について社振法の適用を受けることとする旨を定めること（社振法第66条第2号他）

2. 弊社への提出書類

発行者の皆様から弊社にご提出いただく書類は、以下の通りです（各書式は、弊社ホームページ <http://www.jasdec.com/sb/>よりダウンロード可能です）。

- ・ 同意書（一般債振替制度用）
- ・ 一般債振替制度参加に係る届出書
- ・ 業務責任者及び業務担当者届出書（一般債振替制度用）
（添付書類）
- ・ 登記事項証明書
（外国法人の場合、本国の本店等に係る登記事項証明書又はこれに準ずる書面）
- ・ 代表者の印鑑証明書
（外国法人の場合、代表者の資格及び署名を証する公正証書又はこれに準ずる書面）

【送付先】

〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号（第二証券会館）
（株）証券保管振替機構 社債等振替業務部 宛

3. 留意点

(1) 取扱対象社債等

社振法第2条第1項各号に掲げる社債等のうち以下のものが一般債振替制度の対象となります。なお、公募・私募の別、円建・外貨建の別を問わず取扱対象となりますが、国内発行の債券のみが対象となり、ユーロ債等は対象外です。

- ・社債 ※1 ※2
- ・地方債
- ・投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人債 ※2
- ・保険業法に規定する相互会社の社債 ※2
- ・資産の流動化に関する法律に規定する特定社債 ※1 ※2
- ・特別の法律により法人の発行する債券に表示されるべき権利 ※2
- ・外国または外国法人の発行する債券に表示されるべき権利 ※1 ※2

※1 新株予約権付社債またはそれに類する性質を有するものを除く

※2 株券等(株券等の保管及び振替に関する法律第2条第1項)をもって償還されるものを除く

(2) 各社債の金額

各社債の金額は均一(1つの銘柄において各社債の金額は1つのみ)で、1000円以上かつ1000円の整数倍となります。

(3) 発行総額

発行総額は1000万円以上となります。

(4) 定時償還の取扱い

定時償還は、各口座残高に対し等しく償還されます。各定時償還後の実質残高の残存率は「ファクター」により管理します。

$$\text{ファクター} = \frac{\text{各社債の金額} - \text{各社債の金額に対する定時償還済みの額}}{\text{各社債の金額}}$$

(注) ファクターは小数点以下10位以内の数値

(5) 元利金の支払い

元利金の支払方法や利金の算出方法については、「一般債振替制度における利金の取扱いについて」(別添)をご参照ください。

(6) 発行者に負担いただく手数料

発行から償還までの銘柄情報管理、残高管理及び支払代理人への元利払情報の通知に対する手数料として、1銘柄ごとに下記の定められた新規記録手数料を発行者にご負担いただきます（弊社は発行代理人を通じて請求致します。）。

(1)発行総額が 1 億円以下の部分	発行総額 1 円につき 0.95/10000 円
(2)発行総額が 1 億円超の 5 億円以下の部分	(1)の料率の 80%
(3)発行総額が 5 億円超の 10 億円以下の部分	(1)の料率の 60%
(4)発行総額が 10 億円超の 50 億円以下の部分	(1)の料率の 40%
(5)発行総額が 50 億円超の 100 億円以下の部分	(1)の料率の 20%
(6)発行総額が 100 億円超の 500 億円以下の部分	(1)の料率の 10%
(7)発行総額が 500 億円超の 1000 億円以下の部分	(1)の料率の 5%
(8)発行総額が 1000 億円超の部分	(1)の料率の 2.5%

例えば、発行総額 10 億円の銘柄を発行する場合、新規記録手数料は
 $1 \text{ 億円} \times 0.95/10000 + (5-1) \text{ 億円} \times 0.95/10000 \times 0.8 + (10-5) \text{ 億円} \times 0.95/10000 \times 0.6$
=68,400 円 となります。

この他、一般債振替制度に関し「発行者からよくあるご質問 (FAQ)」を弊社ホームページ <http://www.jasdec.com/sb/> に掲載しております。是非ご覧下さい。

以 上

【本件に関するお問合せ先】

株式会社 証券保管振替機構 社債等振替業務部 一般債担当

電話番号：03-3661-7193

E-mail: sb@jasdec.com